

商工会報

さくほ

平成31年2月8日発行

— No.27 —

佐久穂町商工会

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 561-1

Tel.0267-86-2275 / Fax.0267-86-2541

URL <http://www.sakuho.or.jp/>E-mail info@sakuho.or.jp

会員数：329（平成31年1月31日現在）



ホームページ



facebook



八千穂高原紅葉祭

昨年、八千穂レイクで開催された八千穂高原紅葉祭。商工会のテントでは、とん汁のふるまいや、子ども対象のガラガラ抽選会を行いました。小さな子どもの手を取って、抽選器と一緒にまわすお父さんお母さんも多く見られ、大盛況でした。

今号の内容

年頭のごあいさつ
新年賀詞交換会開催
労働基準監督署よりのお知らせ

年頭のごあいさつ



佐久穂町商工会
会長 由井正隆

皆さん新年明けましておめでとうございます。年末年始穏やかな良いお正月を過ごされたことと思います。佐久穂町商工会、昨年中は皆様に大変お世話になりました。誠にありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年は西日本豪雨を始め台風や地震など大変災害が多い年でした。幸い、佐久地方は大きな被害を免れましたが7月28日の佐久穂いずらは台風の影響を受け、子供みこしや花火大会が中止となりました。楽しみにしていた子供達を失望させてしまい、多くの皆様にご迷惑をおかけし、申し訳なかったと思っております。

ただ、花火につきましては業者のご協力で、わずかな支払いで済みました。本年は盛大に打ち上げたいと思っておりますので、昨年ご協賛いただいた皆様には、本年も継続してよろしくお願いいたします。

その他の事業では、4月のツールドハケ岳は悪天候でゴール地点が変更となり、10月の紅葉祭も台風一過の強風により集客に影響がありました。かくも昨年は悪天候に悩まされた1年でしたので、今年は好天の下で、賑やかにイベントを開催したいものです。

昨年は、4月28日に中部横断自動車道が開通し、佐久穂町のインフラが整備されました。皆様、無料の高速道路の便利さと、恩恵を享受されていることと思います。ルート141の交通渋滞が緩和され、八千穂高原などの観光客は増えているものの、反面ルート141沿いの商業施設では、通行車両の減少による影響がでているようです。

今後は、開通による、人・物・金の流入が徐々に増えるものと思いますが、当面は、高速道路は便利に活用いただき、お買い物は地元のお店を使っただけで済ませようと思っております。

さて、10月に消費税増税が予定されており、増税の緩和策でポイント還元や、プレミアム商品券などが検討されております。また、住宅や自動車など高額商品の消費減少対策も論じられており、様々な分野で景気対策が行われるようです。

こんな激動期こそ、商工会へ足を運んで頂き、正確な情報を得て頂きたいと思っております。商工会員の皆様のお役に立つよう、佐久穂町のご協力の下、個人負担額が軽減された小規模事業者持続化補助金や、創業支援窓口等用意してお待ちしております。

結びに、消費税増税や、米中貿易摩擦の激化懸念などの悪材料はありますが、訪日観光客はここ5年で3倍増の3100万人を超えるなど好材料もあります。佐久穂町では、東京オリンピック施設に佐久穂町有林の唐松が使用され、町役場新庁舎の建設がいよいよ始まり、八千穂IC出口に道の駅の造成が進むなど良い材料も多々あります。ワールドカップラグビーにあやかり、全町一丸でスクラムを組んで一歩一歩前に進みたいと思います。

会員の皆様のご繁栄とご多幸をご祈念し、また、改元を控える本年こそ、災害のない明るい年となりますよう、お願いいたします。

新春賀詞交歓会



(由井会長より新年のご挨拶)

1月9日(水)、八千穂福祉センターにおいて、毎年恒例である佐久穂町商工会主催の平成31年新春賀詞交歓会が開催されました。

昨年まで利用していた佐久穂婦人研修センターは新庁舎建設に伴い、今年から利用できず、八千穂福祉センターでの開催となりました。

商工会員および役員、行政関係、各種団体並びに関係機関から合わせて120名余の皆様にご出席いただきました。

由井商工会長のあいさつに始まり、佐々木町長、依田県議からご祝辞を頂き、小宮山町議会議長のご発声により乾杯しました。

初めての会場でしたが、町内各店のおいしい料理を肴に、大いに飲み語らい、新年を慶び、会場内は始終歓喜に満ち満ちた会となりました。

新春講演会



(雑談を交え、楽しく勉強しました)

1月9日(水) 商工会本所において新春経済講演会が開催されました。今年は講師に中小企業診断士の中澤俊成先生をお招きし、「中小企業・小規模事業者の戦略的経営のすすめ」と題し、お話し頂きました。

中澤先生は、現在の経営コンサルディング会社設立前、八十二銀行に24年勤務されており、そこで培った経験を活かして、中小企業の経営支援にご尽力されておられます。

最近の景気は、いざなぎ景気に並ぶ戦後最大の景気回復期間とのことですが、しかし、バブル景気やいざなぎ景気に比べると、回復の起点となる景気の底が浅かったことも起因し、景気が良いという感覚が弱いのだそうです。

また、完全失業率は2.2%まで回復し

ているものの、有効求人倍率は1.6倍と、依然日本経済は厳しい人手不足状態に直面しているとのことでした。

中小企業、小規模事業者は、経営者の高齢化、人手不足、人口減少という3つの構造変化に直面しており、経済産業省も①事業承継・再編、統合等による新陳代謝の促進②生産性の向上・働き方改革・人手不足対策③地域の稼ぐ力強化・インバウンドの拡大などに重点を置いた中小企業関係概算要求や税制改正要望をしていると話されました。

売上を出しても利益があがらない、深刻な人手不足や人件費の上昇、働き方改革による規制強化が控えているなど、中小企業を取り巻く内外の経営環境は多く変化しており、生産性を向上させることが求められています。

生産性を上げるために、自社の付加価値をどのように増やしていくのかが課題で、売上を維持伸長させ、売上原価を抑え、不要な経費を削減し、外注を減らすなどを挙げていました。

また、生産性向上のための設備投資や販路開拓のための補助金(ものづくり補助金や小規模事業者持続化補助金)について、活用事例を交えて紹介されました。

企業が置かれている現状と、取り組むべき課題を、参加された方にもわかり易く話して頂き、気持ちを新たにしたい講演会でした。

紅葉祭

平成30年10月7日(日) 八千穂レイク周辺において、恒例の八千穂高原紅葉祭が開催されました。

台風一過による強風の影響はあったものの、大きな被害などはなく、午後には風も穏やかになり、多くの来場者にも恵まりました。

また、魔女つ子写真コンテスト、ベリダンスなど、例年にない催しも開催され、会場は大いに盛り上がりしました。

主催の青年部員をはじめ、役職員、女性部、観光協会の皆様の協力により、成功裏に終了しました。



(バンド演奏に合わせてのベリーダンス)

創業塾

商工会本所において、中小企業診断士井手美由樹先生を講師に招き平成30年10月30日から11月27日までの毎週火曜日午後6時から3時間、全5回15時間に亘って商工会主催「佐久穂町創業塾」が開催されました。

創業予定者や事業承継を予定している後継者、起業間もない方などを対象に、佐久穂町内外から総勢20名にご参加頂きました。

「事業の組み立て方と創業への心構え」「事業コンセプトの確立とターゲットの設定」「マーケティングと集客策」「収支計画と集金計画の立て方」「ビジネスプランの重要性和評価のポイント」といったカリキュラムで行われ、毎回グループワークも交えながら、積極的に意見を交わし、互いに相談しあい、ひとつの答えを導いていきました。

最終日には参加者全員、ビジネスプラン、創業塾を通じて得たもの、起業した動機や、決意表明の発表も行われました。

また、12月4日には創業計画個別相談会も設けられ、受講者の方に寄り添った相談会となりました。

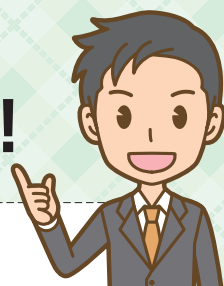


(皆さん真剣に取り組んでいます)

～労働基準監督署からのお知らせ～

事業主様へ

2019年4月1日から 『働き方』が変わります!!



主な労働基準法改正事項は次の通りです。

① 時間外労働の上限規制が導入されます！ (※中小企業は、2020年4月から)

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）、年720時間が限度となります。

② 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

詳しいことは

➔ 厚生労働省ホームページを検索

特設コーナー『「働き方改革」の実現に向けて』をクリックすると、リーフレットや様式などをダウンロードできます。

➔ 小諸労働基準監督署（労働時間相談・支援コーナー）へ相談

労働基準法令相談、「下請法」違反の疑いに関する公正取引委員会等への取り次ぎなどをお受けします。 ☎0267-22-1760

➔ 長野県働き方改革推進支援センターへの相談

労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用などの相談（無料での企業訪問も可能）に専門家が応じます。 ☎0800-800-3028

活用ください

中小企業人材育成助成金

佐久穂町商工会では、会員企業が自社の人材育成のために中小企業大学校で開催される研修に経営者、役員または従業員を派遣した場合、下記のとおり助成金を支給いたします。

《目的》 佐久穂町商工会員の発展と経営者、

後継者、従業員の能力向上を図ることを目的とする。

《助成対象者》 佐久穂町商工会員で会費を滞納していない者。

《助成内容》 経営者、後継者、従業員等の人材能力育成のため、次に掲げる研修機関の実施する講座を受講した場合に予算の範囲内で助成を行う。

● 助成対象研修機関：中小企業大学校

● 助成対象経費………中小企業大学校が実施する研修の受講料及び宿泊料（中小企業大学校の寮に宿泊する場合に限る）の合計額。ただし、食事は除く。

● 助成率………対象経費の2分の1以内で30,000円を限度とする

《交付申請》 研修後、次の書類を添付して別紙助成申請書を提出する。

- 研修の終了を証する書類（修了証等）
- 研修の受講料、宿泊料の領収書等

《その他》 助成金の交付申請は一人1年間につき1回限りとする。

業界屈指の高精度!!

～精密金型を日本からアジアへ～



私たちは、高度な技術と熟練された技能が必要とされる精密ダイカスト金型を、日本とタイを始めとするアジア圏にお届けする、グローバル企業です。またタイの実習生を積極的に採用し、世界に通用する人材も育てています。

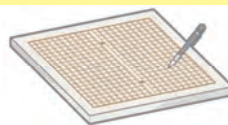
KK 株式会社 菊池金型

長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬 800-1
TEL : 0267-86-4512
FAX : 0267-86-4473
URL : <http://www.kikuchi-kanagata.co.jp>

会員コミュニティスペースに記事を投稿してみませんか？

商工会以外の活動・事業所のPR・お得な情報 などなど

このスペースをお気軽にご活用下さい。応募多数の場合は、厳選な抽選のうえ掲載させていただきます。お問い合わせは商工会まで。



YAHOO! JAPAN 特別企画



全国連では、「小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業」の支援の一環として、本事業で開発された地域の特産品及び観光メニューを各種メディアを活用して幅広くPRしております。

この度、YAHOO!JAPAN のサイト内に特別企画としまして、「ニッポンいいもの再発見!」の特集コーナーを設置いたしました。

どうぞご覧ください。掲載期間は、平成31年3月までの予定です。

<http://promotion.yahoo.co.jp/shokokai/>

～ 税 務 署 より ～

平成 31 年（2019 年）1 月から

いつでもどこでも **スマホ** で申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。

スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用して **e-Tax で送信すれば申告完了！**
(ICカードリーダーが不要)
- e-Tax で送信すれば、源泉徴収票などの **添付書類は提出不要！**
(自宅に保管する必要があります)
- **申告書の控えは PDF 形式でスマホに保存！**

※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニのプリントサービス（有料）を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成 31 年（2019 年）1 月からマイナンバーカードと IC カードリーダライタを使って、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成 30 年 1 月以降、確定申告会場等で ID・パスワード方式の届出完了通知を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成 31 年（2019 年）1 月以降、e-Tax ホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Tax での申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
(国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。)

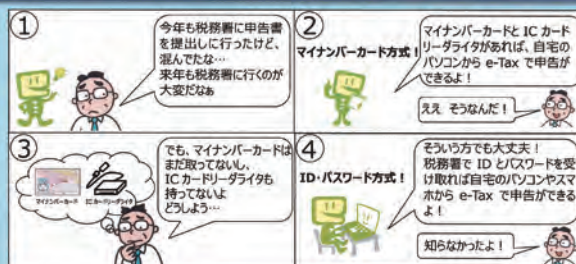


国税庁 法人番号 7000012050002

平成 30 年(2018 年)4 月

平成 31 年 1 月から e-Tax の利用手続が
(2019 年)

より **便利** になります



マイナンバーカード方式

用意するものは、次の 2 つ！

- ① マイナンバーカード
- ② IC カードリーダライタ

・マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告できます。

・既に e-Tax の ID（利用者識別番号）を取得している方も e-Tax の ID・パスワード（暗証番号）が不要になります。

マイナンバーカードや IC カードリーダライタをお持ちでない方は・・・

ID・パスワード方式

用意するものは、次の 2 つ！

ID・パスワード方式に対応した

- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）

・ID とパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
※マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

平成 31 年(2019 年)1 月以降も、引き続き、従来の方式でも e-Tax による申告書の送信ができます。

確定申告の準備はお早めに

平成 30 年分確定申告の準備はお済みでしょうか。例年この時期は多くの相談者が訪れ、商工会事務所は大変混雑いたします。皆様にご迷惑をおかけしないためにも、商工会に確定申告等の税務に関するご相談をされる場合は、関係書類をお早めに提出いただきますようお願いいたします。

また、申告相談で商工会にお出かけの際は電話等でご予約していただきますよう重ねてお願いいたします。

所得税・贈与税の申告期限は、3月15日(金)までです。

消費税・地方消費税の申告期限は、4月1日(月)までです。

税理士による無料納税相談会を、下記のとおり開催いたします。お気軽にご相談ください。

2月20日(水)	10 - 16時	興水 博 税理士	商工会本所
2月27日(水)	〃	井出 智之 税理士	商工会本所
3月 6日(水)	10 - 16時	三浦 一郎 税理士	八千穂支所

※ご不明な点は佐久穂町商工会までお問い合わせください。

消費税率の引上げに伴う価格設定について

—— ガイドライン ——

消費税率引上げ前に、「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性があります。また、引上げ後に小売事業者が値引きを行う場合、「消費税はいただいていません」「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは、消費税転嫁対策特別措置法により禁止されています。

宣伝・広告に関する規制

○ 禁止されない表示

「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない

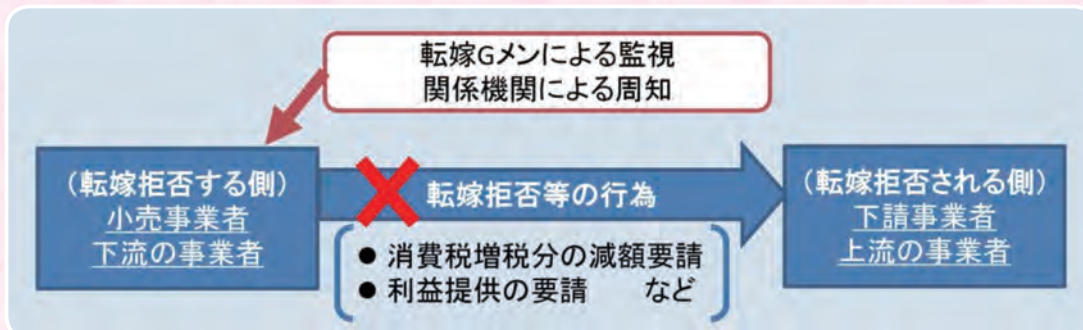


✕ 禁止される表示

「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した宣伝・広告は禁止



小売事業者が、自らの経営判断や経営資源を活用して値引きを行うことは法令上の制約はありません。しかし、消費税増税分の減額を求めたり、利益提供を求めたりすることなどは、消費税転嫁対策特別措置法で禁止しています。こうした不当な行為がなされないよう、転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に行っていきます。



消費税転嫁対策措置法は、税込価格の表示（総額表示）を義務化している消費税法の特例として、「税込価格と誤認されないための措置を講じているときは、税抜価格を表示できる」と規定しており、これについて特に変更はありません。

税込価格と誤認されないための措置の具体例（総額表示義務の特例関係）

① 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

〇〇〇円(税抜価格) 〇〇〇円(税別) 〇〇〇円(本体価格) 〇〇〇円+税 〇〇〇円+消費税

② 店内における掲示、チラシ等における表示により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等又は個別の商品価格の部分には、「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に以下のような表示を行うことが考えられる。

当店(本チラシ)の価格は全て税抜表示となっています。

会員紹介

くよろしくお願ひしますく

株式会社ツカ才考務店

(塚原 諒)

この度、入会させていただきました株式会社ツカ才考務店の塚原です。

昨年5月に、かつて商店を営まれていて空き店舗となっていた空間をリノベーションし、地域のコミュニティカフェとなるべくドーナツカフェエスプレッソ(ミツコ)をオープンいたしました。佐久穂町産の小麦や近隣の素材をつかって、どなたにでも食べてもらえるシンプルなお菓子を作っています。オープン以来、町内外の多くの皆さまに支えられ、とても規模の小さな店ながらここまで継続することができました。この場を借りて御礼申し上げます。

一方、移住してきた一昨年より継続して、大日向地区に開校予定のイエナプランスクールの準備財団の事務局業務も行っております。こちらもおかげさまで晴れてこの4月に開校できる運びとなりました。学校と地域とを繋げること、町外から移住して来られる方と既にお住まいの方とを繋げること、そういった地域コミュニティにおける関係づくりのお手伝いが私の役目と考えています。

まちの「老」務店として、皆さまに必要とされているだけの会社となるよう精進して参りますので、ご指導・鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。



制度の特長

節税のメリットがあります!!

掛金は毎月1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べ、全額所得控除となります。

また、共済金の受け取り時には、一括の場合は「退職所得」分割の場合は「公的年金等の雑所得」となります。

事業資金等の貸付制度があります!!

共済契約者の方が納付した掛け金の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます。

● 制度の詳しいお問い合わせは
佐久穂町商工会 ☎086-223-7515 まで

小規模企業共済

安心・安全 国がつくった

経営者にも退職金を!

小規模企業の個人事業（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が、廃業や退職後の生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。

長野県最低賃金

821円

時間額

【平成30年10月1日改正】

最低賃金
制度って何?

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

チェック
しなくちゃ。

最低賃金

